

平成 30 年度 音楽関係助成基準

公益財団法人舞鶴文化教育財団

1. この助成は、音楽活動を通じて、舞鶴市民の心身の健全な発達に寄与し、豊かな人間性を涵養することを目的とした音楽活動を行う団体、又は幼稚園・小学校・中学校・高等学校・国立高等専門学校・短期大学等のクラブ活動などに助成するものである。
2. 助成対象事業及び助成の対象となる音楽備品等
 - 1) 音楽活動に関わる経費等
 - 2) 楽団が使用する楽器
 - 3) 楽団が使用する楽器の修理費用
 - 4) 音楽活動に関わる備品等
3. 助成の対象先
 - 1) 非営利を目的とする団体等であること
 - 2) 舞鶴市内に活動の本拠地を有すること
 - 3) 助成対象事業を確実に遂行できる見込みがあること
4. 助成対象経費

助成の対象となる経費は、助成の対象となるものが、第 2 条に規定する事業を行うために直接要する費用とする。ただし、不動産取得費、職員給与費、その他理事長が別に定める経費を除くものとする。
5. 助成金額
 - 1) 助成金は、1 事業、年間 50 万円以下とする。但し助成金の額は、前条に定める助成対象費の額から当該事業に関わる寄付金その他収入額を排除した額の範囲内とする。
 - 2) ただし、それを超えるものであっても、事前に団体等からの要請があり、当財団の理事会において必要と判断され、かつ予算の裏づけがある場合には、この限りではない。

6. 助成金の交付及び審査

- 1) この助成は、団体等からの交付申請に基づき実施する。団体等の長は、助成金の交付を受けようとする場合には、理事長に対し、助成金交付申請書及び関係書類（組織の目的、規約、活動内容を明らかにする書類並びに助成対象となる事業の計画書など）を添えて、理事長に提出しなければならない。
- 2) 団体等の長は、事業の内容、助成金の用途等に変更があった場合、変更届出書により、その旨、報告を行い了解を得るものとする。
- 3) 理事長は、助成金交付申請書の提出があった場合には、理事会に諮った上で、前条までに定める内容を審査し、助成すべきものと認めた場合には、助成金の交付を決定する。
- 4) 理事長は、助成金の交付を決定した場合には、助成金交付決定通知書により申請した者に対してその旨を通知する。

7. 実績報告

助成金の交付の決定を受けたものは、助成事業が完了した日から起算して30日以内または当該年度の末日のいずれか早い日までに、助成事業実績報告書及び関係書類を添えて理事長に提出しなければならない。

8. 助成金の交付方法

- 1) 第6条により助成金交付が決定された場合には、楽器及び備品、また楽器の修理費用については、当財団が助成の対象品を購入した上で、交付目録を作成し、贈呈式を経て団体に贈呈するものとする。
- 2) 音楽活動における経費等については、理事長は、助成金事業実績報告書を受領したときは、当該書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、助成事業が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは助成金を交付する。

9. 前金払

理事長は、助成事業の遂行上必要があると認めるときは、前金払することができる。

10. 募集期間・申し込み方法

- 1) 募集期間 平成30年4月16日(月)～5月21日(月)まで
- 2) 申し込み方法 事務所へ郵送又は、直接事務所へお持ちください

公益財団法人舞鶴文化教育財団

〒625-0061

京都府舞鶴市森町16番地11 高橋ビル7F

Tel 0773-62-0577

月～金 9:00～17:00

11. 選考方法

理事会にて審査を行います

応募書類は返却致しません。あらかじめご了承ください

選考結果については、審査が終了しましたら、追ってご連絡致します。